相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市桜橋二丁目六八二番地、最後の住所岡山市桜橋二丁目一三番三号
被相続人　亡　佐藤　元昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日
事務所岡山市北区南方二丁目八番二五号大三ビル三階　岡山合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上田　序子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市庄内栄町三丁目九番、最後の住所大阪府豊中市庄内栄町三丁目九番一七号
被相続人　亡　橋本　一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日
岡山県美作市湯郷九一五番地
相続財産管理人　判野　裕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡府中町みくまり二丁目一七三七番地、最後の住所広島市佐伯区三筋二―七―三　コーポシグマ三〇二号室、住民票上の最後の住所広島市佐伯区観音台二丁目一九番一一号
被相続人　亡　井清　光興

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日
広島市佐伯区薬師が丘三丁目一三番一九号
相続財産管理人　陰山　克典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡周防大島町大字小松開作九九番地、最後の住所広島市中区白島九軒町二四番三―八〇一号
被相続人　亡　相川　孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日
広島市佐伯区薬師が丘三丁目一三番一九号
相続財産管理人　陰山　克典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県大洲市大洲四四〇番地、最後の住所愛媛県大洲市柚木四七一番地
被相続人　亡　松本　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日
愛媛県大洲市中村一九五番地一コスモポリタン中野NO.4
相続財産管理人　弁護士法人たいよう

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県日置郡伊集院町麦生田七二七番地一六七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　宮田　和成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日
鹿児島市伊敷五丁目三番八号
相続財産管理人　新穂　信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所鹿児島市東千石町六五番地
被相続人　亡　山城　清美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日
事務所鹿児島市照国町一六番八号　サンクトレゾール二階
相続財産管理人　弁護士　上野　英城

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年一月二十八日
一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二
一　墳墓等の名称　冨士霊園
一　墳墓等の使用者　一区三号〇四二三番　中原家、一区七号〇四五三番　宮崎家、十三区五号二六九三番　須永家
一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　一区三号〇四二三番　中原四郎、中原ちゑ　一区七号〇四五三番　宮崎守尊、宮崎ジュン　十三区五号二六九三番　須永国雄
一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　財団法人冨士霊園

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を京都府知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十二年一月二十八日
京都市伏見区納所星柳一九番地の一
橘　八重子

営業保証金額　金二万円

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を京都府知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十二年一月二十八日
京都市伏見区納所星柳一七番地の二　有限会社フローレス（旧商号　有限会社タチバナ）
清算人　橘　太一

営業保証金額　金三万円

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を京都府知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十二年一月二十八日
京都市伏見区納所星柳一七番地の二　センタラルハイツ淀二〇七
橘　太一

営業保証金額　金二万円

第２期決算公告

平成22年1月28日

千葉県千葉市中央区末広五丁目８番６号

株式会社日本特殊加工印刷

代表取締役社長　大塚　三自

貸借対照表の要旨（平成21年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,939
	合計	23,939
負債及び純資産の部	流動負債	2,191
	株主資本	21,748
	資本金	31,100
	利益剰余金	△9,351
	その他利益剰余金	△9,351
	（うち当期純損失）	(3,925)
	合計	23,939

第46期決算公告　平成22年1月28日

インド共和国マハラシュトラ州プーネ、オフナガーロード、ＭＩＤＣ、区画４番、カラディ、ゼンサー・ナレッジ・パーク

ゼンサー・テクノロジー・リミテッド

代表取締役　ガネーシュ・ナタラジャン

貸借対照表の要旨（平成21年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,260,519
	固定資産	1,986,690
	投資、その他の資産	658,259
	合計	4,905,468
負債及び純資産の部	負債合計	0
	株主資本	4,905,468
	資本金	462,034
	資本剰余金	611,949
	利益剰余金	3,831,486
	（当期純損失）	(1,165,831)
	純資産合計	4,905,468
	合計	4,905,468